

グローバルスタンダードと我が国の取組

背景

経済活動のグローバル化

国際的な貿易の拡大
サプライチェーンの国際化

環境問題・対策のグローバル化

地球環境問題への対応
国際的に協調した取組



グローバルな視点で取組を考える必要性

国際的な基準統一への動き
海外市場の要求への対応

状況

国際的な基準設定の動き

- I S O 14001

I S O 14001 は、I S O（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステムの規格。

世界的に普及しており、我が国の認証取得事業所数は 15,695 件(平成 16 年 6 月末現在)で、世界一となっている。

- C S R（企業の社会的責任）

I S O において C S R に関するガイドラインを策定することが 2004 年 6 月に決定されている。

日本企業においては、環境報告書を C S R 報告書とし、内容を拡大する例や、C S R 担当を設置する等の動きが出ている。一方で日本経団連は C S R についての法制化や規格化に反対の意向を表明。

- G R I（Global Reporting Initiative）

組織の経済・環境・社会的パフォーマンスに関する報告書を普及するため、米国の非営利組織 C E R E S（Coalition Environmentally Responsible Economies）と国連環境計画（U N E P）の合同事業として 1997 年に発足。2000 年に報告書のガイドラインとして「G R I 持続可能性報告ガイドライン」を公表している（2002 年改定）。

- 多国間環境条約など

以下のような環境保全に関する条約において、製品、廃棄物やこれらを扱う手続きなどについて国際的な基準が定められている。

有害廃棄物

有害廃棄物の越境移動については、バーゼル条約により規制対象となる廃棄物の種類や、有害廃棄物の国際取引・移動における廃棄物の内容を表す文書のやりとりや相手国の承諾などの手続きを定めている。

化学物質

化学物質の安全性評価のため試験方法、リスクの評価手法・管理、有害性に関する分類と表示、国際貿易における手続きなどについて、OECD、WHO、UNEPなどの場で様々なガイドライン、基準、条約（PIC条約（輸出事前通報）POPs条約（残留性有機汚染物質の規制）など）が作成され、国際的に協力して化学物質の管理を進めている。

また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）について国連が勧告を出している。

オゾン層破壊物質

オゾン層の破壊を防止するため、ウィーン条約及びモントリオール議定書において、オゾン層破壊物質の生産量等の段階的削減や非締約国との貿易の規制等が定められている。

遺伝子組み換え生物の管理

遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止するため、遺伝子組換え生物を輸出する際の事前通告制度などを定めるカルタヘナ議定書が締結されている。

日本でも遺伝子組換え生物の使用の承認等の手続きが法制化されている。

海洋汚染防止

海洋汚染の防止については、廃棄物などの船舶からの投棄を規制するロンドン条約、船舶からの油、有害液体物質等の排出を規制するMARPOL 73/78条約などにより国際的に協力して規制。

自動車の基準調和等

自動車の安全／環境基準の国際調和及び認証の相互承認についてUN/ECE/WP29（国連欧州経済委員会・車両構造部会）において相互承認協定のもと議論を実施しており、日本も1998年より同協定の正式な加盟国として同活動に参加している。（自動車の排出ガス・騒音基準については現在のところ日本が採択したものはない。）

海外の主要市場における規制・基準の日本企業への影響

• RoHS（欧州特定有害物質の使用制限）指令

電気電子機器を対象として、2006年7月より市場にでる製品に、鉛、水銀等を含むことを禁止。

日本の電気・電子機器メーカーも、部品メーカー等に部品中の有害物質調査を指示するなどの対応が求められている。

• WEEE（欧州廃電気電子機器）指令

電気電子機器を対象として、2006年12月までに電子機器廃棄物を消費者、販売者から回収するシステムの構築、費用負担及び処理目標などが規定。

- REACH (欧州化学物質規制) 案

2001年2月に欧州委員会が「今後の化学品政策の戦略白書」を作成・公表し、2003年10月には、REACH提案文書を公表して検討が進められている。REACH規制案では、年間製造・輸入量が1トン以上の化学物質については、新規物質のみならず、既存物質も登録の対象とすることが盛り込まれている。

- 自動車の排ガス規制

日本、欧州、米国がそれぞれ規制強化を行っている。ディーゼル自動車の排出ガス規制については、我が国の規制が粒子状物質、窒素酸化物とも世界最高水準に達しているが2007年よりさらに厳しい米国基準が実施される予定である。

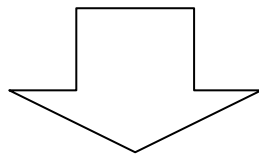
課題

我が国としてスタンダード、枠組みづくりへの積極的な参加。

- ・ 我が国として環境立国をめざし、他国に先んじて総合的、戦略的に取り組み、各国の取組を先導
- ・ グローバルスタンダードの構築にあたって、国際的な検討の場に積極的に参加・協力

(中環審 環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について)

その際の課題



日本から発信すべきものは何かの特定

規制の在り方、科学的知見、技術、管理手法、企業哲学 など

日本としてのビジョンの重要性

どのような社会、経済を国内的、国際的に目指すかについての我が国としてのビジョンがあるべき。

国際的な基準・枠組み策定への積極的な発信の努力

枠組み、考え方の構築の段階から、積極的な提案が重要

日本国内での取組、市場がスタンダードに。

日本への輸出企業、日本市場とサプライチェーンでつながる企業にとって、日本での規制等の取組が「スタンダード」

韓国、中国からは日本の環境問題への取組は絶えず注目されている。